

広島県告示第四百九十六号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

名称	所在地	撤回年月日
医療法人社団はまい会 大君浜井病院	江田島市大柿町大君九六二番地一	令和二年四月三〇日